

平成20年度第17回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成20年11月21日（金）午前10時00分～午後0時15分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長 曾我紀厚

委員 高橋敬一

委員 佐蔵絢子

【事務局職員】

事務局長 浅井 涉 次長 中尾康師

任用課長 西尾孝之 給与課長 岡田良彦

課長補佐 荒田すみ子 課長補佐 松本秀樹

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 平成20年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（事務）、資格免許職（2回目））及び鳥取県公立学校栄養職員採用試験（短大卒業程度）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について

議案第2号 人事委員会規則及び通知の制定、一部改正及び廃止について

議案第3号 平成20年（措）第1号事案の判定について

議案第4号 一般任期付職員の任期の更新の承認について

報告第1号 平成20年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）の採用候補者について

報告第2号 平成20年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（警察事務））の採用候補者について

協議等事項

- (1) 平成20年（不）第1号事案の口頭審理準備手続について
- (2) 措置要求書の提出について
- (3) 県民から寄せられた意見（県民の声）について
- (4) 11月定例会に付議予定の条例案の概要について

5 会議の公開・非公開

議案第1号、議案第3号、議案第4号、報告第1号、報告第2号及び協議等事項を非公開とし

た。

6 議 事

(1) 議案第1号

平成20年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（事務）、資格免許職（2回目））及び鳥取県公立学校栄養職員採用試験（短大卒業程度）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

① 実施結果

	採用予 定者数	申込者数	第1次試験 受験者数 (A)	第1次試験 合格者数	第2次試験 受験者数	採用候 補者数 (B)	受験 競争率 (A/B)
一般事務	名程度 2	名 50 (20)	名 43 (17)	名 6 (1)	名 6 (1)	名 3 (1)	倍 14.3
保育士	2	45 (34)	35 (26)	12 (9)	12 (9)	7 (4)	5.0
公立学校栄養 職員	3	74 (68)	65 (60)	8 (6)	8 (6)	5 (4)	13.0
合計	7	169 (122)	143 (103)	26 (16)	26 (16)	15 (9)	9.5

※表中の（ ）は女性の内数

※警察事務の実施結果については、報告第2号で別途報告
（警察事務の第2次試験は、警察本部に委任して実施）

② 試験日程

第1 次 試 験	試 験 日	9月28日（日）
	試験会場	【鳥取会場】鳥取大学共通教育棟 【米子会場】鳥取大学医学部保健学科棟
	試験種目	【一般事務】 教養試験（多肢選択式）、作文試験、適性検査 【保育士、公立学校栄養職員】 教養試験（多肢選択式）、専門試験（多肢選択式）、作文試験、 適性検査
	合格発表	10月6日（月）
第2 次 試 験	試 験 日	11月4日（火）～6日（木）のうち指定する1日
	試験会場	県庁会議室
	試験種目	人物試験（集団討論及び個別面接）
	採用候補者発表日	11月21日（金）

(注) 一般事務、保育士及び公立学校栄養職員の職種について、第1次試験で実施する作文試験の評価は第2次試験で行います。（第1次試験合格者のみ採点します。）また、第1次試験で実施する適性検査の検査結果は、第2次試験の人物試験の参考として使用します。（第1次試験合格者のみ判定します。）

③ 採用候補者名簿

平成20年11月21日付けで確定する。

④ 採用予定時期

平成21年4月1日

(2) 議案第2号

人事委員会規則及び通知の制定、一部改正及び廃止について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

公益法人制度の改正に伴い関係条例が改正されたところだが、今回は関係する人事委員会規則及び通知を改正しようとするもの。字句の変更であり内容があるものではない。

① 規則及びの名称

【規則：制定】

- ・公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律等の一部改正に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則

【通知：改正】

- ・職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について
- ・通勤手当の支給に関する規則の解釈及び運用方針
- ・単身赴任手当の支給に関する規則の運用について
- ・期末手当及び勤勉手当の運用について
- ・職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
- ・県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について

【通知：制定】

- ・鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の運用について

【通知：廃止】

- ・公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の運用について

② 概要

ア 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律等の一部改正に伴う関係人事委員会規則の整理に関する規則

イ 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の運用について

ウ 通勤手当の支給に関する規則の解釈及び運用方針

エ 単身赴任手当の支給に関する規則の運用について

オ 期末手当及び勤勉手当の運用について

カ 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について

キ 県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について

ク 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の運用について

ケ 公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の運用について

(施行日：平成20年12月1日)

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する規則及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴い、これらを引用する人事委員会規則及び通知について所要の規定の整備を行う。

＜アの規則により改正される規則＞

- (ア) 職員の給与の支給に関する規則
- (イ) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則
- (ウ) 通勤手当の支給に関する規則
- (エ) 初任給調整手当の支給に関する規則
- (オ) 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則
- (カ) 職員の旅費等に関する条例施行規則
- (キ) 住居手当に関する規則
- (ク) 単身赴任手当の支給に関する規則
- (ケ) 職員の育児休業等に関する規則
- (コ) 職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- (サ) 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則
- (シ) 公益法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則
- (ス) 平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則

(3) 議案第3号

平成20年(措)第1号事案の判定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

(4) 議案第4号

一般任期付職員の任期の更新の承認について、事務局が説明し、原案のとおり承認することに決定した。

【説明】

平成18年9月1日から2年7月間の任期で採用した一般任期付職員について、任期を2年間更新しようとするもの。一般任期付職員の任期は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律により最長で5年間と定められている。任期の更新に当たっては同法に基づき人事委員会の承認が必要とされているため、知事から申請があった。

① 任期付職員の所属、職、氏名

農林水産部生産振興課 副主幹

② 任期付職員が現に従事している業務の内容

- ・「鳥獣・里山塾」の開催や農業大学校等における技術指導を通じた人材の育成
- ・各種セミナーの開催や現地指導による効果的な鳥獣被害対策技術の普及活動
- ・県内各地に鳥獣対策モデル地区を設定し、地域ぐるみによる対策の普及活動
- ・鳥獣の生態・被害の状況・対策方法等を解説した「県版鳥獣被害対策マニュアル」の作成
- ・アライグマ探索犬の養成試験、カラス・カワウの効果的追い払い技術等に係る新技術の実証試験の実施

③ 更新を必要とする理由

鳥獣被害への対策は引き続き重要な課題であり、地域に応じた対策技術の助言指導が行える人材の育成が必要であるが、人材が十分に育成されていない状況であり、任期を更新して指導の継続が必要。

- ・イノシシ被害への対策は一定の成果あり
- ・県特産物(梨・スイカなど)に加害するカラス対策は、依然として重要な課題
- ・シカ、ヌートリア・アライグマ(外来生物)等の個体数・生息域が拡大するなど、多種類の鳥獣への対応が必要
- ・地域により加害鳥獣の種類や被害作物が異なっており、地域に応じた対策技術の助言指導が必要

④ 現在の任期
平成18年9月1日から平成21年3月31日（2年7月）

⑤ 更新予定期間
平成23年3月31日（採用から4年6月）

⑥ 当初の承認状況

ア 当該職員の専門的な知識経験の内容

筑波大学大学院在学時に、「人里地域におけるイノシシの痕跡の分布」等の研究に従事し、鳥獣被害に関する論文、研究報告等を複数回発表

イ 一般任期付職員を必要とした理由

県庁内での人材確保が困難であり、かつ、当該専門的な知識経験を有する職員の人材育成にも相当の期間を有するため

ウ 根拠規定

任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項第1号

(5) 報告第1号

平成20年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）の採用候補者について、事務局が説明した。

【説明】

第2次試験は警察本部が実施した。本日発表予定である。

① 実施結果

	採用予定者数	申込者数	第1次試験 受験者数 (A)	第1次試験 合格者数	第2次試験 受験者数	採用候補者数 (B)	受験 競争率 (A/B)
	名程度	名	名	名	名	名	倍
警察官(男性)	23	113	95	52	46	22	4.3
警察官(女性)	2	18	18	7	7	2	9.0
合計	25	131	113	59	53	24	4.7

② 試験日程

第1次試験	試験日	9月21日(日)
	試験会場	【鳥取会場】県庁講堂 【米子会場】鳥取大学医学部(旧)保健学科校舎
	試験種目	教養試験(多肢選択式) 適性検査
	合格発表	10月6日(月)
第2次試験	試験日	10月27日(月)～28日(火)
	試験会場	県警察本部庁舎会議室、県庁会議室、県警察学校
	試験種目	作文試験、人物試験(個別面接)、適性検査、身体検査、体力検査
	採用候補者発表日	11月21日(金)

※第2次試験は、警察本部に委任して実施

(6) 報告第2号

平成20年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（警察事務））の採用候補者について、事務局が説明した。

【説明】

第2次試験は警察本部が実施した。本日発表予定である。

① 実施結果

	採用予定者数	申込者数	第1次試験 受験者数 (A)	第1次試験 合格者数	第2次試験 受験者数	採用候補者数 (B)	受験競争率 (A/B)
警察事務	名程度 1	名 74 (36)	名 61 (31)	名 11 (5)	名 11 (5)	名 4 (4)	倍 15.3

※表中の（ ）は女性の内数

② 試験日程

第1次試験	試験日	9月28日(日)
	試験会場	【鳥取会場】鳥取大学共通教育棟 【米子会場】鳥取大学医学部保健学科棟
	試験種目	教養試験(多肢選択式)
	合格発表	10月6日(月)
第2次試験	試験日	10月31日(金)
	試験会場	県警察本部庁舎会議室
	試験種目	作文試験、人物試験(個別面接)、適性検査、身体検査
	採用候補者発表日	11月21日(金)

※警察事務の第2次試験は、警察本部に委任して実施

(7) 協議等事項

① 平成20年(不)第1号事案の口頭審理準備手続について、事務局が説明した。

② 措置要求書の提出について、事務局が説明した。

③ 県民から寄せられた意見(県民の声)について、事務局が説明した。

【説明】

この意見に関しては、同じ意見者からの意見が過去に2回ある。これまでの回答が不十分だったようで、今回の意見になったようである。

【意見者】 氏名、性別、年齢、住所 不明 (11月12日受付)
【意見】 臨時職員が、勤務時間にも関わらず、個人的な公務員試験用の勉強を行っていました。このような人が職員として仮に採用されたとしたら、県民としては不愉快です。採用試験において、県はどう対処するのでしょうか？

【回 答】 11月13日 県民室へ回答

職員には勤務時間中は職務に専念する義務がありますので、県職員採用試験では、人物試験において、法令遵守や公務に対する意識などを確認するようにしています。

しかし、実際には、採用試験において受験者の能力や適性を完璧に確認することは困難です。実務に携わってはじめて確認できる場合もあります。

そのため、県職員の採用は条件付とされており、採用後6か月の間に実地の勤務について能力や適性を確認し、この間の勤務成績が良好であった場合に正式採用されるという取扱いになっています。

したがって、仮に採用試験の際に法令遵守や公務に対する意識の確認が不十分であったとしても、勤務時間中に職務に専念しないという実態が採用後に明らかになった場合には、その時点で正式採用すべきなのかどうかを判断することになります。

【質 疑】

委 員

意見者が県職員かどうかは分からないのか。

事務局

意見者が県職員である場合には回答の仕方も変わるので教えてもらいたいということ
を県民室に申し入れたが、個別のケースで必要があれば意見者の情報を提供する場合も考
えられるが、基本的には一般論で回答してほしいということであった。

委 員

公務員試験の勉強をしているとか、注意していないとかということを行っているところか
らみて、内部の者と考えられるが、回答は一般論になっている。

委 員

採用されたら公務員試験の勉強をする訳がない。この回答は、ずれているように思う。

委 員

周りがきちんと注意しないと、臨時職員も何をしてもよくて何をしたら悪いのかが分から
ないだろう。

【説 明】

この意見に関しては、既に県民室から本人に直接回答しており、回答に対するお礼のメールが
届いている。

【意見者】

氏名、性別、年齢、住所 不明 (11月13日受付)

【意 見】

県の昇任制度についてですが、年齢による年功序列制度を打破し、与えられた役職によって給
与額(上限)が決まるならば、学科試験による昇任試験を行ってください!学科試験結果は昇任
判断材料の二分の一程度のウェイトとなるのでしょうか首都圏の自治体はすべからくそうなっ
ております。試験によらずして給与額が決まるというのは透明性を著しく欠くと思うのですが...

【回 答】 11月14日 県民室へ回答(11月17日 県民室から意見者へ直接回答)

鳥取県では、職員(警察官、教員を除く。)の昇任に当たって、昇任試験は実施していません。
任命権者(知事など)が昇任させようとする職員について、人事委員会が一定の基準(経験や勤
務成績など)により選考するという方法をとっています。

昇任試験を実施した場合、確かに職員の納得性は高いと思われます。しかし、職務を遂行す
るための能力や適性というのは、ペーパーテストや面接などでの的確に評価することは困難です。
職務遂行の実績による方がよりの的確に評価出来るものと考えます。

また、同じ職位であっても、それぞれの職に必要な能力や適性の内容は異なることから、競争試験により一律の基準で判断するよりも、個別に選考する方法をとっているものです。

鳥取県ではいわゆる「わたり」を廃止しているため、一定の年齢や年数によって自動的に職位が上がるということはありませんので、昇任する場合としない場合では給与に大きな差が生じます。そうしたことから、任命権者においては、透明性を高めるために昇任の考え方を公表するなどしているところです。

今後とも、県民の皆さんや職員が納得できるような透明性の高い、公平・公正な任用に努めてまいります。

なお、職員が昇任や人事に関して不満や疑問を抱いた場合には、人事委員会に対して苦情の申出や相談を行うことができますので、申し添えます。

(電子メールによる場合：苦情相談専用アドレス syokuinsoudan@pref.tottori.jp)

鳥取県人事委員会事務局長 浅井 渉

(電話) 0857-26-7552 担当：荒田

- ④ 11月定例会に付議予定の条例案の概要について、事務局が説明した。

【説明】

給与条例の改正等が26日の本会議に追加提案され、その後議会から条例意見を求められると思うので、次回の人事委員会に付議したい。

6 次回の人事委員会の開催

平成20年11月27日(木) 午前10時00分から開催することとした。